

新宿区公衆喫煙所 維持管理費助成ご案内

望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、区では、令和元年9月から公衆喫煙所の整備費助成を行っています。令和7年度から新たに、公衆喫煙所に係る賃料や電気代などの維持管理費への助成を開始します。

助成内容

公衆喫煙所を維持・管理する際の維持管理経費の助成

対象経費

- ①賃料
 - ②電気代、清掃・ゴミ処理委託経費、空気清浄機等の保守費用 等
- ※消費税相当額は経費に含まれません

助成率

- ①、②各助成対象経費の1/2

助成限度額

- 屋内公衆喫煙所、屋外コンテナ型公衆喫煙所
 - ①賃料 50,000円/月
 - ②電気代、清掃・ゴミ処理委託経費、空気清浄機等の保守費用 等 50,000円/月
- 屋外パーテーション型公衆喫煙所
 - ①賃料 30,000円/月
 - ②電気代、清掃・ゴミ処理委託経費、空気清浄機等の保守費用 等 30,000円/月

助成対象

新宿区公衆喫煙所整備費助成を受けて設置した公衆喫煙所

※令和6年度以前に整備した公衆喫煙所についても、助成対象とします。



【手続きの流れ】

申請（書類作成・提出）

提出書類

- ・新宿区公衆喫煙所維持管理費助成金交付申請書
- ・支出額一覧表【見込】
- ・算出根拠となる契約書、見積書等

助成金の確定・助成金の請求

書類等による審査の上、助成額を確定し通知します。
確定額の「交付請求書」を提出してください。

実績報告（10月・4月に提出）

提出書類

- ・新宿区公衆喫煙所維持管理費助成金実績報告書
- ・支出額一覧表【実績】
- ・算出根拠となる契約書、領収書等

助成金の交付！